

福井県知事の意見	事業者の見解
<p>福井国見岳における風力発電事業（仮称）に係る事業実施区域及びその周囲は、希少種をはじめ多様な生物の生息・生育が確認される福井県重要里地里山選定地が存在する自然環境が豊かな地域であるとともに、環境省が設置する織田山鳥類観測一級ステーションでは、サシバといった渡りを行う希少猛禽類をはじめ小型鳥類からコウノトリを含む大型鳥類まで多様な鳥類の大規模な移動が見られており、全国的に重要な渡りの経路となっていると考えられる地域もある。</p>	<p>配慮書で想定していた対象事業実施区域を方法書で南側エリアを拡大（対象事業実施区域の合計面積は配慮書より縮小）したことについては、風力発電機設置基数や改変区域の増加を目的としたものではなく、近隣事業者との共存や累積的影響の低減を目的として、事業継続の可能性を広げるための区域変更でした。その後、近隣事業者との協議がまとまり、準備書においては配慮書や方法書より対象事業実施区域をできる限り縮小することで、事業者の実行可能な範囲内で環境影響の低減に配慮しています。</p>
<p>事業実施区域内には、重要な自然のまとまりの場である国定公園や水源かん養保安林が存在し、その一部で風力発電機の設置やアクセス道路が計画されている。</p>	<p>風力発電事業の環境影響評価を行う上で重要な項目である騒音、動物（特に鳥類）、景観への影響及び近隣事業との累積的影響については、「第10章 10.1.1 大気環境(3) 騒音」、「第10章 10.1.4 動物」、「第10章 10.1.7 景観」に記載しました。</p>
<p>また、事業実施区域には多数の地すべり地形が分布し、土砂流出に対しせい弱であると推定されること、近年、気候変動によるゲリラ豪雨や集中豪雨が全国的に発生していることから、森林の伐採や地形改変による濁水の発生や土砂流出が懸念される。</p>	<p>以下の事項に十分配慮して、調査、予測及び評価を実施した結果を「第10章 環境影響評価の結果」に記載しました。</p>
<p>さらに、配慮書で想定していた事業実施区域を拡大しているが、この拡大した区域に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討が十分に行われていない。</p>	<p>その評価結果から、重大な環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られていると評価しております。</p>
<p>一方、風力発電事業の実施に伴う、騒音、バードストライクおよび景観への影響については、全国的に課題として報告されているところである。</p>	
<p>加えて、事業実施区域の周囲では、複数の風力発電事業が計画されていることから、累積的な影響も懸念される。</p>	
<p>このような地域特性および事業特性を踏まえ、騒音等、水の濁り、動植物（特に鳥類）および景観への影響について、十分考慮する必要がある。</p>	

<p>このため、方法書に記載されている事項に加え、以下の事項に十分配慮し、環境影響評価を適切に行うことが重要であり、その評価結果から重大な環境影響が回避または十分に低減できないと考えられる場合には、風力発電設備配置等の再検討、事業実施区域の見直しおよび風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しが必要である。</p>	
<p>1. 環境影響評価の項目について</p> <p>工事の実施による影響要因として、切土工事により発生した残土を対象事業実施区域内に埋め立てや撒きだしを行う場合には、その影響について検討し、必要に応じて埋立地や撒きだし地の存在を影響要因として抽出し、環境影響評価を実施すること。</p> <p>また、工事中の建設機械の稼働等に伴う動物への影響についても対象項目とするよう検討すること。</p>	<p>斜面安定工として、切土工事により発生した掘削土を対象事業実施区域内に埋め立てや撒き出しを行う区域については、改変区域に含めた上で、環境影響の予測及び評価を実施しました。</p> <p>工事関係車両台数増加による大気質、騒音、振動、これに伴う地域住民への影響に配慮し、切土工事により発生した掘削土は、原則として対象事業実施区域内の斜面安定工をはじめとする盛土、埋戻し、場内敷き均し等に活用し、場外への搬出は行わない計画としています。</p> <p>また、工事中の建設機械の稼働等に伴う動物への影響については、「建設機械の稼働」に伴う環境要因の区分ではなく、「造成等の施工による一時的な影響」において予測及び評価を実施し、その結果を「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</p>
<p>2. 環境影響評価の調査、予測および評価の手法について</p> <p>(1) 施設の稼動による騒音の調査、予測および評価に当たっては、住居等における残留騒音等の現況を的確に把握できる調査地点・時期等を選定するとともに、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収集し、複雑な地形や気象等を考慮した適切な予測および評価の手法の選定を行うこと。</p>	<p>施設の稼動による騒音の調査、予測および評価に当たっては、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を「第10章 10.1.1 大気環境(3)騒音」に記載しました。</p> <p>また、対象事業実施区域の周囲には他の風力発電事業が計画されていることから、</p>

<p>また、騒音および風車の影について、累積的な影響も評価し、その回避または低減の方法を具体的に示すこと。</p>	<p>騒音および風車の影について、累積的な影響も評価し、その結果を「第10章 10.1.1 大気環境 (3) 騒音」および「第10章 10.1.3 その他の環境 (1) 風車の影」に記載しました。</p>
<p>(2) 水の濁りについては、土砂流出に係るぜい弱性を踏まえた取付道路等を含む施設の配置や構造および土砂流出防止措置などの事業計画を考慮し、必要に応じ地形改変および施設の存在を影響要因に加えること。</p> <p>また、事業実施区域周囲の河川水等は、漁業利用や水道用水の取水が行われていることから、水の濁りに係る調査、予測の実施に当たっては、地形地質・利水等の地域特性および具体的な事業計画を踏まえて調査等の地点や予測条件を選定するとともに、降雨時の水質を適切に把握するため、調査頻度や測定回数を増やすこと。</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響の水の濁りについては、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を「第10章 10.1.2 水環境 (1) 水質（水の濁り）」に記載しました。</p> <p>なお、工事後の予測および評価については、改変部分のうち、切盛土面等の裸地に関しては、可能な限り緑化（種子吹付等）又は植栽を実施し、法面保護及び修景を図る計画であるとともに、工事終了後は沈砂池機能を適切に維持管理し、濁水が生じない措置を講じるため、水の濁りが発生するおそれはありません。そのため、土地又は工作物の存在及び供用の水の濁りについては、環境影響評価の項目として選定しませんでした。</p> <p>また、水の濁りに係る調査、予測の実施に当たっては、地形地質・利水等の地域特性および具体的な事業計画を踏まえて調査等の地点や予測条件を選定し、降雨時調査においては、降雨状況に対する河川の濁りの変化状況を把握するため、降雨時調査を2度実施し、各降雨時調査時に5回の採水・分析を実施しました。</p>
<p>(3) 動物（鳥類およびコウモリ）に係る調査方法の詳細、調査の途中経過および結果ならびに影響の評価に当たっては、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の意見を聴取し、その意見を反映すること。</p> <p>希少猛禽類および渡り鳥に係る調査、予測および評価について、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収</p>	<p>動物（鳥類およびコウモリ）に係る調査方法の詳細、調査の途中経過および結果ならびに影響の評価に当たっては、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家等の意見を聴取し、その意見を反映して実施しました。</p> <p>希少猛禽類および渡り鳥に係る調査、予測および評価については、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収集、活用し、次の事項に特に留意しまし</p>

<p>集、活用するとともに、次の事項に特に留意すること。</p>	<p>た。</p>
<p>① 希少猛禽類</p> <p>予備的に生息状況の調査を実施するとともに、調査期間中に繁殖が確認されなかつた場合は、専門家等の意見を聴取し、必要に応じて調査期間を延長すること。</p> <p>予測および評価に当たっては、行動圏および生活史を含む生態を把握した上で、行うこと。</p>	<p>① 希少猛禽類</p> <p>調査期間中に繁殖を確認できなかつたクマタカのつがいがあつたため、専門家等の意見を聴取し、必要に応じて調査期間の延長を検討しました。検討結果としては、クマタカの巣外育雛期に該当する9月に追加調査を実施することとし、幼鳥の確認により繁殖成否を確認しました。専門家等のヒアリング結果は「第10章 10.1.10 専門家等へのヒアリング」に記載しました。</p> <p>予測および評価に当たっては、行動圏および生活史を含む生態を把握して行い、その結果を「第10章 10.1.6 生態系」に記載しました。</p>
<p>② 渡り鳥</p> <p>猛禽類、ガン・カモ・ハクチョウ類、小鳥類の各種の渡りのピークとなる時期を十分に含む期間に、風車の羽の回転範囲内外を通過する鳥類の実態を把握すること。</p> <p>また、降雨や風向・風速等の気象条件によって、渡りルートが変わることから、それら複数の条件を含むように調査日を設定すること。</p> <p>レーダー調査については、調査地域全域が把握できるよう調査地点を選定すること。</p> <p>定点観察調査については、調査員の能力が調査精度を大きく左右するため、熟達調査員を複数名配置するなど十分な調査体制とすること。</p> <p>これらの調査の詳細結果を準備書に記載し、バードストライク等について累積的な影響を評価し、その回避または低減の方法を具体的に示すこと。</p>	<p>③ 渡り鳥</p> <p>猛禽類、ガン・カモ・ハクチョウ類、小鳥類の各種の渡りのピークとなる時期を十分に含む期間に、風車の羽の回転範囲内外を通過する鳥類の実態を把握し、その結果を「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</p> <p>また、降雨や風向・風速等の気象条件によって、渡りルートが変わることから、それら複数の条件を含むように調査日を設定しました。実施した調査日は「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</p> <p>レーダー調査については、調査地域全域が把握できるような調査地点を選定しました。設定した調査地点については「第8章 8.2 調査、予測及び評価の手法の選定」に記載しました。</p> <p>定点観察調査については、熟達調査員を複数名配置する調査体制としました。</p> <p>これらの調査の詳細結果を準備書に記載し、バードストライク等について累積的な影響を評価し、その回避または低減の方法</p>

	<p>を具体的に示しました。</p> <p>定点観察調査の配置結果、累積的な影響の評価、回避または低減の具体的な方法を「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</p>
(4) 動物、植物および生態系について、調査の詳細については、専門家等の意見を聴取し、その意見を反映するとともに、準備書に調査の実施日時、調査方法、確認された全種のリストを記載し、環境省および福井県のレッドリストに記載された種および自然植生について影響評価を行い、回避または低減の方法を具体的に示すこと。	<p>動物、植物および生態系について、調査の詳細については、専門家等の意見を聴取し、その意見を反映するとともに、準備書に調査の実施日時、調査方法、確認された全種のリストを記載し、環境省および福井県のレッドリストに記載された種および自然植生について影響評価を行い、回避または低減の方法を具体的に示しました。</p> <p>意見を反映した調査の実施時期、調査方法は「第8章 8.2 調査、予測及び評価の手法の選定」に、確認された全種のリスト、環境省および福井県のレッドリストに記載された種および自然植生についての影響評価、回避または低減の具体的な方法は「第10章 10.1.4 動物」に記載しました。</p> <p>また、源流域の沢や止水域を生息環境とする希少な水生生物について、最新の知見を踏まえ、調査を行い、土砂の流出等による影響について、予測および評価を行うこと。</p>
(5) 植物の調査については、尾根以外の斜面にも調査地点を配置するとともに、早春に開花する種に配慮し、調査の時期を設定すること。	<p>植物相調査については、可能な限り尾根以外の斜面にも踏査ルートを設定するとともに、早春植物の開花時期に留意して調査時期を設定しました。その設定結果を「第10章 10.1.5 植物」に記載しました。</p> <p>植物調査において確認した特定外来生物の結果は、「第10章 10.1.5 植物」に記載しました。なお、特定外来生物は自然環境を改</p>

	<p>変する場所では確認されませんでした。</p>
(6) 景観に係る眺望点または景観資源として、越前加賀海岸国定公園の第2種特別地域および第3種特別地域、公園計画に位置付けられた鷹巣海岸および武周ヶ池越前岬線道路、大安禅寺、高尾山および越知山を追加すること。	<p>「鷹巣海岸（鷹巣海水浴場）」、「中部北陸自然歩道」のほか、「武周ヶ池越前岬線道路」、「大安禅寺」、「高尾山」および「越知山」において、景観調査を実施しました。しかし、「武周ヶ池越前岬線道路」、「大安禅寺」、「高尾山」および「越知山」からは対象事業実施区域は不可視であり、本事業により景観に影響を及ぼすおそれはないことから、予測評価地点から除外しました。</p> <p>景観調査は、夏季、秋季、冬季に実施し、代表的な地点で時間を変えたフォトモンタージュを行うとともに、広角的にとらえた写真による評価を行いました。</p> <p>なお、施工による森林伐採や取付道路の設置については、改変面積を最小限に留めることで眺望景観への影響を低減できること、また、取付道路は周辺の樹林により不可視であることから、予測評価の対象外としました。</p> <p>景観の調査、予測及び評価を実施するに当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省・平成25年）を参考にしました。</p> <p>その結果を「第10章 10.1.7 景観」に記載しました。</p>
(7) 人と自然との触れ合いの活動の場の調査に当たっては、関係機関や地域住民および利用者から広く情報を収集すること。	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の調査にあたっては、県や関係市町の既存資料やホームページを参考に調査地点を設定し、方法書に対する県や関係市町、住民説明会を通した地域や自治会からの意見等を踏まえて調査を実施し、予測及び評価を行いました。</p> <p>なお、当初は関係機関や地域住民及び利用者に対してヒアリングを行う予定でしたが、調査実施計画検討時期や調査時期にあ</p>

	<p>たる2021～2022年は、新型コロナウイルス感染対策が必要な時期であったことから、ヒアリングは行いませんでした。</p> <p>その結果を「第10章 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場」に記載しました。</p>
3. 環境影響評価準備書の作成について	
(1)本事業における風力発電機の位置、出力、基數等および工事内容等の事業計画を明らかにした上で、調査、予測、評価結果を記載すること。 なお、対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造など事業計画の異なる検討に当たっては、重要な自然のまとまりの場である国定公園および水源かん養保安林の改変を極力回避する計画とし、それらの検討経緯および内容についても、具体的に記載すること。	<p>本事業における風力発電機の位置、出力、基數等および工事内容等の事業計画を明らかにした上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を「第2章 対象事業の目的及び内容」、「第10章 環境影響評価の結果 10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載しました。</p> <p>なお、対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造など事業計画の検討に当たっては、重要な自然のまとまりの場である国定公園および水源かん養保安林の改変を極力回避する計画としました。それらの検討経緯（環境保全措置の検討の過程及び結果）を「第10章 環境影響評価の結果 10.2 環境の保全のための措置」に記載しました。</p>
(2)調査および予測の地点および時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。	<p>調査および予測の地点および時期等について、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記しました。その結果を「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」、「第10章 環境影響評価の結果 10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載しました。</p>
(3)現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。 なお、希少野生動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、営巣地を明らかにしないなど、保護の観点に十分配慮すること。	<p>現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理しました。その結果を「第10章 環境影響評価の結果 10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載しました。</p> <p>なお、希少野生動植物種の生息または生育状況の保護の観点により、希少な野生動</p>

	物の確認地点や営巣地、希少な植物の確認地点等の情報に関しては非公開としました。
(4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。 また、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。	本事業では、実行可能かつ効果の検証されている環境保全措置を検討し、その結果を「第10章 環境影響評価の結果 10.2 環境の保全のための措置」に記載しました。 なお、環境保全措置として考えられる全てを対象としており、最終的には実行可能かつ効果の検証されている環境保全措置を全て選択するため、本事業においては、複数案の比較検討は行っておりません。
(5) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。	準備書の作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮しました。
(6) 住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、その周知等に努めること。	住民の方々等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、周知や丁寧な説明に努めます。
(7) 環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後においても、図書の公開に努めること。	環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後においても、一定期間はインターネット上で閲覧できるようにするなど、図書の公開に努めます。